

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="439 562 982 596">フォーユーコールサービス契約約款</p> <p data-bbox="587 1297 834 1331"><u>2024年2月1日</u></p> <p data-bbox="569 1444 851 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1688 562 2231 596">フォーユーコールサービス契約約款</p> <p data-bbox="1837 1297 2083 1331"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1444 2101 1478">株式会社 STNet</p>	

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="160 321 1270 474"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 初期契約解除</td> <td>当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、フォーユーコールサービス契約者からの請求により、当社の合意なくフォーユーコールサービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約者が行う契約の解約)</p> <p>第13条 フォーユーコールサービス契約者は、フォーユーコールサービス契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめフォーユーコールサービス取扱所に通知していただきます。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p>第13条の2 フォーユーコールサービス契約者(コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く)は、<u>契約内容の確認書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。</u>この効力は、フォーユーコールサービス契約者(コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く)が当社が別途定める書面を発した時に生じます。</p> <p>2 フォーユーコールサービス契約者(コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く)が、<u>初期契約解除に係る書面を発した場合、</u>当社は本契約の解除までの期間において提供を受けたフォーユーコールサービスの料金を請求いたします。</p>	用語	用語の意味	8 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、フォーユーコールサービス契約者からの請求により、当社の合意なくフォーユーコールサービス契約者の都合のみにより契約解除できること	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1403 321 2513 474"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 初期契約解除</td> <td>当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、フォーユーコールサービス契約者からの請求により、当社の合意なくフォーユーコールサービス契約者の都合のみにより契約解除できること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(契約者が行う契約の解約)</p> <p>第13条 フォーユーコールサービス契約者は、フォーユーコールサービス契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめフォーユーコールサービス取扱所に<u>当社所定の方法により通知していただきます。</u></p> <p>2 <u>前項により、フォーユーコールサービス契約を解約する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、</u>フォーユーコールサービス契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p>(初期契約解除)</p> <p>第13条の2 フォーユーコールサービス契約者(コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く)は、<u>当社からの契約内容通知を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面を発することまたは当社所定の方法により通知することにより本契約の解除を行うことができます。</u>この効力は、フォーユーコールサービス契約者(コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く)が当社が別途定める書面を発した日<u>または通知を完了した日に</u>生じます。</p> <p>2 フォーユーコールサービス契約者(コンピュータ通信網契約者及びSTIA契約者除く)が、<u>初期契約解除を行った場合、</u>当社は本契約の解除までの期間において提供を受けたフォーユーコールサービスの料金を請求いたします。</p>	用語	用語の意味	8 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、フォーユーコールサービス契約者からの請求により、当社の合意なくフォーユーコールサービス契約者の都合のみにより契約解除できること	
用語	用語の意味									
8 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、フォーユーコールサービス契約者からの請求により、当社の合意なくフォーユーコールサービス契約者の都合のみにより契約解除できること									
用語	用語の意味									
8 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、フォーユーコールサービス契約者からの請求により、当社の合意なくフォーユーコールサービス契約者の都合のみにより契約解除できること									

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)																																				
<p>料金表 第1表 料金 第1 基本料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(1) フォーユーコールサービスの種類</td> <td>フォアユーコールサービスには、次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>タイプ1</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に端末設備のPBXゲートウェイを設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に当社が別に定める端末設備を契約者が設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの</td> </tr> <tr> <td>[タイプ3-2] タイプ3のうち、別記14に定める提携事業者へ提供するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>タイプ2及びタイプ3以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 タイプ2及びタイプ3は、コンピュータ通信網契約者又は、STIA契約者に限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1) フォーユーコールサービスの種類	フォアユーコールサービスには、次の種類があります。	種 類	内 容	タイプ1	(削除)	タイプ2	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に端末設備のPBXゲートウェイを設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの	タイプ3	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に当社が別に定める端末設備を契約者が設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの	[タイプ3-2] タイプ3のうち、別記14に定める提携事業者へ提供するもの		タイプ5	タイプ2及びタイプ3以外のもの	備考 タイプ2及びタイプ3は、コンピュータ通信網契約者又は、STIA契約者に限り提供します。		<p>料金表 第1表 料金 第1 基本料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(1) フォーユーコールサービスの種類</td> <td>フォアユーコールサービスには、次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>タイプ1</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に端末設備のPBXゲートウェイを設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に当社が別に定める端末設備を契約者が設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの</td> </tr> <tr> <td>[タイプ3-2] (削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>タイプ2及びタイプ3以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 タイプ2及びタイプ3は、コンピュータ通信網契約者又は、STIA契約者に限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	(1) フォーユーコールサービスの種類	フォアユーコールサービスには、次の種類があります。	種 類	内 容	タイプ1	(削除)	タイプ2	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に端末設備のPBXゲートウェイを設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの	タイプ3	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に当社が別に定める端末設備を契約者が設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの	[タイプ3-2] (削除)		タイプ5	タイプ2及びタイプ3以外のもの	備考 タイプ2及びタイプ3は、コンピュータ通信網契約者又は、STIA契約者に限り提供します。		
区 分	内 容																																							
(1) フォーユーコールサービスの種類	フォアユーコールサービスには、次の種類があります。																																							
	種 類	内 容																																						
	タイプ1	(削除)																																						
	タイプ2	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に端末設備のPBXゲートウェイを設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの																																						
	タイプ3	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に当社が別に定める端末設備を契約者が設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの																																						
	[タイプ3-2] タイプ3のうち、別記14に定める提携事業者へ提供するもの																																							
タイプ5	タイプ2及びタイプ3以外のもの																																							
備考 タイプ2及びタイプ3は、コンピュータ通信網契約者又は、STIA契約者に限り提供します。																																								
区 分	内 容																																							
(1) フォーユーコールサービスの種類	フォアユーコールサービスには、次の種類があります。																																							
	種 類	内 容																																						
	タイプ1	(削除)																																						
	タイプ2	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に端末設備のPBXゲートウェイを設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの																																						
	タイプ3	フォーユーコールサービス契約者及び契約事業者の利用者の構内又は建物内に当社が別に定める端末設備を契約者が設置し、フォーユーコールサービスを利用するもの																																						
	[タイプ3-2] (削除)																																							
タイプ5	タイプ2及びタイプ3以外のもの																																							
備考 タイプ2及びタイプ3は、コンピュータ通信網契約者又は、STIA契約者に限り提供します。																																								
<p>2 料金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>単 位</th> <th>料金額(月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本料</td> <td>タイプ1</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2及びタイプ3 (タイプ3-2を除く)</td> <td>1の同時音声通信可能数 ごとに</td> <td>350円 (385円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3-2</td> <td>1の音声通信番号ごとに</td> <td>380円 (418円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>1の音声通信番号ごとに</td> <td>200円 (220円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	種類	単 位	料金額(月額) (税込価格)	基本料	タイプ1	(削除)	(削除)	タイプ2及びタイプ3 (タイプ3-2を除く)	1の同時音声通信可能数 ごとに	350円 (385円)	タイプ3-2	1の音声通信番号ごとに	380円 (418円)	タイプ5	1の音声通信番号ごとに	200円 (220円)	<p>2 料金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>単 位</th> <th>料金額(月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本料</td> <td>タイプ1</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2及びタイプ3</td> <td>1の同時音声通信可能数 ごとに</td> <td>350円 (385円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3-2</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>1の音声通信番号ごとに</td> <td>200円 (220円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	種類	単 位	料金額(月額) (税込価格)	基本料	タイプ1	(削除)	(削除)	タイプ2及びタイプ3	1の同時音声通信可能数 ごとに	350円 (385円)	タイプ3-2	(削除)	(削除)	タイプ5	1の音声通信番号ごとに	200円 (220円)			
区分	種類	単 位	料金額(月額) (税込価格)																																					
基本料	タイプ1	(削除)	(削除)																																					
	タイプ2及びタイプ3 (タイプ3-2を除く)	1の同時音声通信可能数 ごとに	350円 (385円)																																					
	タイプ3-2	1の音声通信番号ごとに	380円 (418円)																																					
	タイプ5	1の音声通信番号ごとに	200円 (220円)																																					
区分	種類	単 位	料金額(月額) (税込価格)																																					
基本料	タイプ1	(削除)	(削除)																																					
	タイプ2及びタイプ3	1の同時音声通信可能数 ごとに	350円 (385円)																																					
	タイプ3-2	(削除)	(削除)																																					
	タイプ5	1の音声通信番号ごとに	200円 (220円)																																					

フォーユーコールサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p> <p><u>(整理品目)</u></p> <p>3 料金表 第1表 料金、第1 基本料、1 適用に記載する種類「タイプ3-2」は、2024年3月31日をもって提供を終了するものとしします。</p> <p><u>(整理品目)</u></p> <p>4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結したフォーユーコールサービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定するフォーユーコールサービスに関する提供条件に準ずるものとしします。</p> <p>5 前項に規定するフォーユーコールサービスに関する提供条件は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1400 764 2484 905"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>単 位</th> <th>料金額(月額) (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料</td> <td>タイプ3-2</td> <td>1の音声通信番号ごとに</td> <td>380円 (418円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	単 位	料金額(月額) (税込価格)	基本料	タイプ3-2	1の音声通信番号ごとに	380円 (418円)	
区分	種類	単 位	料金額(月額) (税込価格)							
基本料	タイプ3-2	1の音声通信番号ごとに	380円 (418円)							